

令和2年度

**京都地方税機構
一般会計歳入歳出決算審査意見書**

京都地方税機構監査委員

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
第 5	審査の概要	2
第 6	実質収支に関する調書	7
第 7	財産に関する調書	8
第 8	意見	9

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は、原則として10,000円未満を切り捨てて表示した。
- 2 千円単位で表示している表中に用いる金額は、特に記載がない限り、1,000円未満を四捨五入して表示したため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いる比率は、特に必要があるものを除き、小数点以下第2位で四捨五入したため、構成比については、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

令和2年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

令和2年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和3年6月から令和3年7月まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び付属書類が関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認するとともに、これらの計数について関係諸帳簿及び関係資料を照合審査し、併せて関係職員から説明を聴取した。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、諸調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、いずれも決算計数に相違ないことを確認した。

予算執行及び財産管理については、適正に行われていると認められた。

なお、審査の概要及び意見は次に述べるとおりである。

第5 審査の概要

1 決算収支の状況

令和2年度の決算額は、予算現額25億9,948万円に対して歳入額25億5,295万円、歳出額25億5,169万円で、予算現額に対する割合は、歳入98.2%、歳出98.2%となっている。

決算収支についての状況は、第1表のとおりである。

第1表 決算収支の状況

(単位：千円、%)

区分	年度	2年度
	予算現額	A
歳入額	B	2,552,953
歳出額	C	2,551,690
形式収支 (B - C)	D	1,263
翌年度に繰り越すべき財源	E	0
実質収支 (D - E)	F	1,263
予算執行率	歳入 (B / A)	98.2
	歳出 (C / A)	98.2

令和2年度の決算収支は、形式収支において126万円の黒字になっており、翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支は126万円の黒字となっている。

2 決算の状況

(1) 歳入

歳入予算の執行状況は、第2表のとおりである。

第2表 款別の収入状況

(単位：千円、%)

科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額 に対する 収入率	収入済額の 構成比
負担金	2,591,809	2,545,911	2,545,911	0	0	98.2	99.7
繰越金	990	990	990	0	0	100.0	0.0
諸収入	6,685	6,052	6,052	0	0	90.5	0.2
計	2,599,484	2,552,953	2,552,953	0	0	98.2	100.0

歳入の決算状況は、予算現額25億9,948万円（当初予算額23億7,479万円、補正予算額2億2,469万円）に対し、調定額、収入済額はともに25億5,295万円で、予算現額に対する収入率は98.2%である。

主な補正項目は、運営経費負担金の増額（2億2,331万円）である。

収入済額の内訳は、負担金25億4,591万円、繰越金99万円、諸収入605万円となっており、款別構成比率は、負担金99.7%、繰越金0.0%、諸収入0.2%となっている。

< 款別状況 >

第 1 款 負担金

(単位：千円、%)

区分	令和 2 年度	令和元年度	比較増減
予算現額	2,591,809	2,567,821	23,988
調定額	2,545,911	2,532,230	13,681
収入済額	2,545,911	2,532,230	13,681
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0
予算現額に対する収入済額の増減	△45,898	△35,591	△10,307
予算現額に対する収入済額の割合	98.2	98.6	△0.4

ほぼ予算現額どおり収入している。

前年度と比較すると収入済額で1,368万円の収入増となっているが、これは、主に令和 2 年度の新たな取り組みである固定資産税（償却資産）課税事務に要する経費が皆増した一方、固定資産税（償却資産）課税事務共同化システム構築経費が皆減したこと等のためである。

第 3 款 繰越金

(単位：千円、%)

区分	令和 2 年度	令和元年度	比較増減
予算現額	990	1,523	△533
調定額	990	1,523	△533
収入済額	990	1,523	△533
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0
予算現額に対する収入済額の増減	0	0	0
予算現額に対する収入済額の割合	100.0	100.0	0

予算現額どおり収入している。

令和元年度決算の結果、実質収支が99万円の黒字となったため、令和2年度に繰越金として収入しているものである。

第4款 諸収入

(単位：千円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
予算現額	6,685	8,249	△1,564
調定額	6,052	7,501	△1,449
収入済額	6,052	7,501	△1,449
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0
予算現額に対する収入済額の増減	△ 633	△ 748	115
予算現額に対する収入済額の割合	90.5	90.9	△0.4

滞納処分費が見込額を下回ったこと等のため、予算現額に対し、63万円の収入減となっている。

前年度と比較すると収入済額で144万円の収入減となっており、主に滞納処分費の減によるものである。

(2) 歳出

歳出予算の執行状況は、第3表のとおりである。

第3表 款別の歳出状況

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	不用額	予算現額 に対する 執行率	支出済額の 構成比
議会費	1,923	1,622	301	84.3	0.1
総務費	2,596,561	2,550,068	46,493	98.2	99.9
予備費	1,000	0	1,000	0.0	0.0
計	2,599,484	2,551,690	47,794	98.2	100.0

歳出の決算状況は、予算現額25億9,948万円（当初予算額23億7,479万円、補正予算額2億2,469万円）に対し、支出済額は25億5,169万円で予算現額に対する割合（執行率）は98.2%、不用額は4,779万円である。

主な補正項目は、各構成団体からの派遣職員の人件費の増額（3億168万円）、共同徴収支援システム関連経費の減額（3,000万円）等である。

支出の主な内容は、議会費においては、議員報酬、旅費、会議室賃借料であり、総務費においては、派遣職員の人件費負担金その他、電算システムの賃借料、運用・保守料等の事務経費であり、支出済額の大部分は、総務費が占めている。

<款別状況>

第1款 議会費

(単位：千円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
予算現額	1,923	1,923	0
支出済額	1,622	1,311	311
不用額	301	612	△311
予算現額に対する支出済額の割合	84.3	68.2	16.1

予算現額に対する支出済額の割合は84.3%で、30万円の不用額が生じている。

第2款 総務費

(単位：千円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
予算現額	2,596,561	2,574,670	21,891
支出済額	2,550,068	2,538,953	11,115
不用額	46,493	35,717	10,776
予算現額に対する支出済額の割合	98.2	98.6	△0.4

予算現額に対する支出済額の割合は98.2%で、固定資産税（償却資産）課税事務準備等委託費の減、派遣職員人件費の実績減等により、4,649万円の不用額が生じている。

前年度と比較すると支出済額で1,111万円の増となっているが、これは主に令和2年度の新たな取り組みである固定資産税（償却資産）課税事務経費が皆増した一方、固定資産税（償却資産）課税事務共同化システム構築経費が皆減したこと等によるものである。

第6 実質収支に関する調書

審査に付された実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成され、計数は正確であると認められた。

第7 財産に関する調書

財産等の当該年度における異動及び当該年度末現在高の状況は、第4表及び第5表のとおりである。

なお、債権及び基金はない。

第4表 物品

(単位：点)

区分	年度中増加高	年度末現在高
共同徴収支援システム機器	0	1
京都府・市町村共同利用型審査システム機器	0	1
課税事務共同化共通基盤システム機器	0	1
京都府・市町村共同利用型国税連携受信サーバ機器	0	1

(注) 本表は、1品100万円以上の備品を対象としている。

第5表 その他

(単位：円)

区分	年度中増加高	年度末現在高
両替用現金	0	1,000,000

(注) 平成22年度中において、両替用現金100万円を取得している。

第8 意見

以上が令和2年度京都地方税機構一般会計の運用状況の審査概要である。

当該年度は、固定資産税（償却資産）課税事務共同化を開始した年度であった。また、徴収業務の本格開始から11年、法人関係税課税業務の開始から9年、自動車関係税課税業務の本格開始から4年が経過し、開始当初と比較すると収納率が向上しているなど、共同化した業務が定着し、その成果が着実に現れていると認められる。

少子・高齢化、人口減少が進むなか、地方自治体が多様化する住民ニーズに主体的に対応し、地方創生に向けて特色ある取組みを進めていくためには、安定した財政基盤が不可欠であり、税務行政の一翼を担う税機構に求められる役割はますます大きくなっていくと考えられる。

については、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状態に置かれ納税が困難な方々に対しては、柔軟かつ適切な対応を行うなど、納税者の個別具体的な実情を踏まえつつ、法令等に基づき、公平・公正な税務行政を推進するとともに、各構成団体の厳しい財政状況も踏まえ、より一層の効果的・効率的な業務執行が図られるように努められたい。